

平成21年度 第31回人事委員会会議結果

1 開催日時

平成22年3月30日（火）午後3時09分～5時34分

2 開催場所

人事委員会委員室（県庁第二庁舎7階）

3 出席者

【人事委員】

委員長 曾我紀厚
委員 高橋敬一

【事務局職員】

事務局長	西山秀雄	次長	加賀田啓
任用課長	西尾孝之	給与課長	稲田将
副主幹	懸樋順一	副主幹	松本秀樹
副主幹	川口豊長		

【傍聴者】 なし

4 議題

議案第1号 人事委員会規則及び通知の一部改正について

議案第2号 公益通報処理通則要綱の一部改正について

議案第3号 次世代育成支援対策に係る平成22年度からの「特定事業主行動計画」の策定について

報告第1号 職員等の不利益処分について

協議等事項

- 1) 民間給与と公務員給与の比較における課題の検討について
～民調における民間実態の把握～

5 会議の公開・非公開

報告第1号及び協議等事項を非公開とした。

6 議事

佐蔵委員は出席できなかったが、今後の事務に支障があることから、地方公務員法第11条第2項の規定により委員2名で委員会を開催することとした。

(1) 議案第1号

人事委員会規則、要綱及び通知の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

次の規則及び通知を改正しようとするもの。

① 規則・通知の名称

(1) 時間外勤務関係

【通知】

- ・ 職員の給与の支給に関する規則の解釈及び運用方針
- ・ 職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について
- ・ 県費負担教職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について

(2) 組織改正関係

【規則】

- ・ 給料表の適用範囲に関する規則
- ・ 職員の職務の級の分類に関する規則
- ・ 管理職手当に関する規則
- ・ 管理職員等の範囲を定める規則
- ・ 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則

【通知】

- ・ 給料表の適用範囲に関する規則の「人事委員会が定めるもの」について
- ・ 職の区分表について
- ・ 教育職給料表級別資格基準表の「別に定める。」等について
- ・ 管理職手当に関する規則別表第 1 中の「人事委員会が承認したもの」について

② 施行期日

平成 22 年 4 月 1 日

【質 疑】

(時間外の割増関係)

委 員

60 時間の積算から除外する日の取扱いは、職員団体も了解しているのか。

事務局

任命権者から事前に考え方の説明がなされている。

事務局

例えば、時間外勤務代休時間の指定の時期を 7 日までとしているが、実際に運用してみても、何らかの変更が必要という話は出てくるかもしれない。

(2) 議案第 2 号

公益通報処理通則要綱の一部改正について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

① 改正理由

平成 21 年 12 月 10 日付けで「不正経理外部通報処理要綱」が定められ、外部通報のうち「物品調達に係る不正経理」についての通報窓口が行政監察室に設置される等、公益通報処理に関する体制が変更されたため、所要の改正を行うもの。

② 改正の概要

ア 不正経理外部通報処理要綱（平成 21 年 12 月 10 日付第 200900145449 号鳥取県行政監察監通知）に基づき不正経理外部通報窓口が行政監察室に設置されたことに伴う所要

の改正。

イ 平成22年度組織改正（名称変更）に伴う所要の改正。

ウ 施行期日：平成22年4月1日

【質 疑】

委 員

やはり同じ組織内での運用には限界があると思う。電話で通報するにも声で通報者が分かかってしまうなど、匿名性の確保が難しく、やりにくいのではないか。事例としても、通報先を顧問弁護士事務所に委託するなどの対応をしたら通報件数が増えたと聞いているので、今後は、制度としても考えた方がいいと思う。今回の提案内容は、これまでより前進したものとして評価できるが。

事務局

この要綱では、その内容を大きく変えるものではない。

(3) 議案第3号

次世代育成支援対策に係る平成22年度からの「特定事業主行動計画」の策定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

平成17年度に、次世代育成支援対策推進法に基づく「特定事業主行動計画」として「子ども・子育て応援プログラム」（前期プログラム）を策定しているが、それから5年間の経過しその計画期間が終了することから、これまでの取組を点検・検討して、平成22年度から平成26年度までの「特定事業主行動計画」として「子ども・子育て応援プログラム」（後期プログラム）を策定するもの。

【質 疑】

委 員

気運としては理解できるが、民間では余裕もなく実現できないのにと批判も出るのではないかと思われる。

ところで、この度の後期計画の策定に当たっては、前期計画の評価はしているのか。

事務局

職員アンケートを実施し、その結果に基づき、実効性のなかったものの廃止や要望の強いものを工夫して新たに盛り込むなどの見直しが行われている。

(4) 報告第1号

職員等の不利益処分について、事務局が説明した。

(5) 協議等事項

民間給与と公務員給与の比較における課題の検討について（民調における民間実態の把握）について、事務局が説明し、協議した。

7 次回の人事委員会の開催

平成22年4月19日（月）午前10時00分から開催することとした。